

水戸市長 宛

移住支援金移住前相談票

わくわく茨城生活実現事業，茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づき，本申請の要件を満たす予定のため，移住前に移住支援金の事前相談をいたします。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
現住所	〒		
電話番号		メールアドレス	

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類	<input type="checkbox"/>	就業	<input type="checkbox"/>	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者(※)の人数	人
	<input type="checkbox"/>	テレワーク	<input type="checkbox"/>	関係人口		
移住予定日	年 月 日					

※本申請予定日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の者

3 関係書類

- ・水戸市移住支援金チェックリスト（別紙1）
- ・戸籍附票等，移住元の居住履歴がわかる資料
- ・雇用保険被保険者証の写し等，移住元での勤務履歴がわかる資料（東京圏対象区域に居住し，特別区で勤務をしていた者のみ）

注意事項

- ・移住前に当相談票を提出しなかった場合は，移住支援金を受給することが出来ません。また，本申請の時点で予算額に達していた場合は，移住支援金を受給できない場合があります。
- ・移住後3か月が経過したとき等，本申請の要件を満たすことになったときは，速やかに本申請を行って下さい。

(別紙1)

水戸市移住支援金 チェックリスト

移住支援金の交付は、本申請をした日から5年以上継続して水戸市に居住する意思があることを条件としています。災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件

(1) 住民票を移す直前の10年間について、下記①～③のいずれかに該当する		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いている期間」が通算5年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として、通学期間も対象期間とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が5年以上である。	
(2) 住民票を移す直前の1年間について、下記①～③のいずれかに該当する		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として、通学期間も対象期間とすることができる。※東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該一年の起算点とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記(1)～(5)の いずれか に該当する		□
(1) テレワークに関する要件 下記①～④の 全て に該当する		
□	①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	
□	②国が別途実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業の対象事業による支援、助成を受けていないこと。	
□	③勤務日数の5分の1を超えて勤務先へ通勤しないこと。	
□	④勤務先から通勤手当の支給を受けていないこと(出社実績に応じた実費支給は可)。	
□	⑤申請者もしくは同一世帯の者が移住にあたり、新たに水戸市内において住宅を新築または水戸市内の住宅を購入したこと。	
(2) 関係人口に関する要件 下記①～③の いずれか に該当する		
□	①茨城県が実施した関係人口創出事業に参加したことがあること。	
□	②水戸市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受け、以下のア～ウの 全て に該当すること。 ア 上記支援を受けた証明を水戸市から受けていること。 イ 上記支援の対象となった事業の業種・内容で令和6年4月1日以降に起業していること。 ウ 起業した事業所の所在地が水戸市内にあること。	
□	③水戸市又はいばらき県央地域移住・定住促進協議会が実施する宿泊を伴う移住体験事業に参加し、以下のア及びイの両方又はウに該当すること。 ア 本市に住民登録し、引き続き6か月間以上居住していること。 イ 市内事業所へ新たに就職(期間の定めのない雇用契約)していること。 ウ 市内に自己用住宅を新築又は購入し、当該住宅を現住所として住民登録をしていること。	
(3) 就職(一般)に関する要件 下記①～③の 全て に該当する		
□	①茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること(予定を含む)。	
□	②就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	
□	③週20時間以上の無期雇用契約であること。	
(4) 就職(専門人材)に関する要件 下記①～③の 全て に該当する		
□	①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること(予定を含む)。	
□	②週20時間以上の無期雇用契約であること。	
□	③目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。	
(5) 起業に関する要件 下記に該当する		
□	茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けること(予定を含む)	

3 その他の要件

下記①～③の 全て に該当する		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	①水戸市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。(※)	
<input type="checkbox"/>	②暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
<input type="checkbox"/>	③日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。	

※災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請日から5年以内に水戸市から転出した場合は返金の対象となります。

4 世帯の場合

下記①～②の 全て に該当する		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	①申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属している。	
<input type="checkbox"/>	②申請者を含む2人以上の世帯員が移住後において、同一世帯に属す予定。 (申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の本申請時において移住後、在住期間が3月以上1年以内である必要あり)	